

新旧対照表

○神奈川県流域下水道事業固定資産規則

新						旧					
別表（第35条、第43条関係）						別表（第35条、第43条関係）					
区分	単位	金額				区分	単位	金額			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
第一種電柱	1本	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	第一種電柱	1本	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円
その他の柱類		220円	170円	150円	140円	その他の柱類		210円	170円	140円	130円
共架電線	共架する電柱1本	1,720円	1,360円	1,140円	1,070円	共架電線	共架する電柱1本	1,660円	1,320円	1,090円	1,020円
看板	表示面積1平方メートル	8,200円	4,310円	1,330円	910円	看板	表示面積1平方メートル	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円
標識	1本	3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	標識	1本	3,390円	2,690円	2,230円	2,070円
	外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円	57円		外径が0.07メートル未満のもの	89円	70円	59円	54円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	87円	82円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	84円	78円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200円	160円	130円	120円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	190円	150円	130円	120円

新					旧								
管 類	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>260円</u>	<u>210円</u>	<u>170円</u>	<u>160円</u>	管 類	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル	<u>250円</u>	<u>200円</u>	<u>170円</u>	<u>160円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>400円</u>	<u>310円</u>	<u>260円</u>	<u>250円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>380円</u>	<u>300円</u>	<u>250円</u>	<u>230円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>530円</u>	<u>420円</u>	<u>350円</u>	<u>330円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>510円</u>	<u>400円</u>	<u>340円</u>	<u>310円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>920円</u>	<u>730円</u>	<u>610円</u>	<u>570円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>890円</u>	<u>700円</u>	<u>590円</u>	<u>540円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,320円</u>	<u>1,040円</u>	<u>870円</u>	<u>820円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,270円</u>	<u>1,010円</u>	<u>840円</u>	<u>780円</u>
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		<u>2,640円</u>	<u>2,080円</u>	<u>1,750円</u>	<u>1,640円</u>		外径が1メートル以上2メートル未満のもの		<u>2,540円</u>	<u>2,010円</u>	<u>1,680円</u>	<u>1,550円</u>
	外径が2メートル以上のもの		<u>5,270円</u>	<u>4,160円</u>	<u>3,500円</u>	<u>3,280円</u>		外径が2メートル以上のもの		<u>5,090円</u>	<u>4,030円</u>	<u>3,350円</u>	<u>3,110円</u>
	備考 1 「第一級地」とは、横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市及び座間市の区域をいう。 2 「第二級地」とは、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。 3～7 (略)		備考 1 「第一級地」とは、横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の区域をいう。 2 「第二級地」とは、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。 3～7 (略)										